

# 1 事業概要・スケジュール・前回事業からの主な変更点・

## 値引開始までの流れ

小売事業者向け説明資料

### LPガス価格高騰対策事業 (令和7年度実施分)のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対し支援金を支給し、県民生活を支援する事業を実施します。

事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を軽減するという本事業の趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 値引の対象 となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※1 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

※2 対象者の基本的な考え方は、前回事業から変更ありません。

#### 料金値引額

1契約あたり**1,200円**（税抜）を上限に値引します。

#### 値引実施 時期

令和7年8月又は9月検針分の請求時に一括で値引きを行います。

8月（又は9月）検針分の請求額が1,200円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引は終了しますが、各事業者の判断で値引残額を翌月1回に限り、繰り越すことは可能です。

#### 申請手続

具体的な申請手続は、支援金支給要領や様式の記載例等を参考としてください。

下記の県公式ホームページに掲載します。

トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 >

LPガス価格高騰対策費（令和7年度実施分）

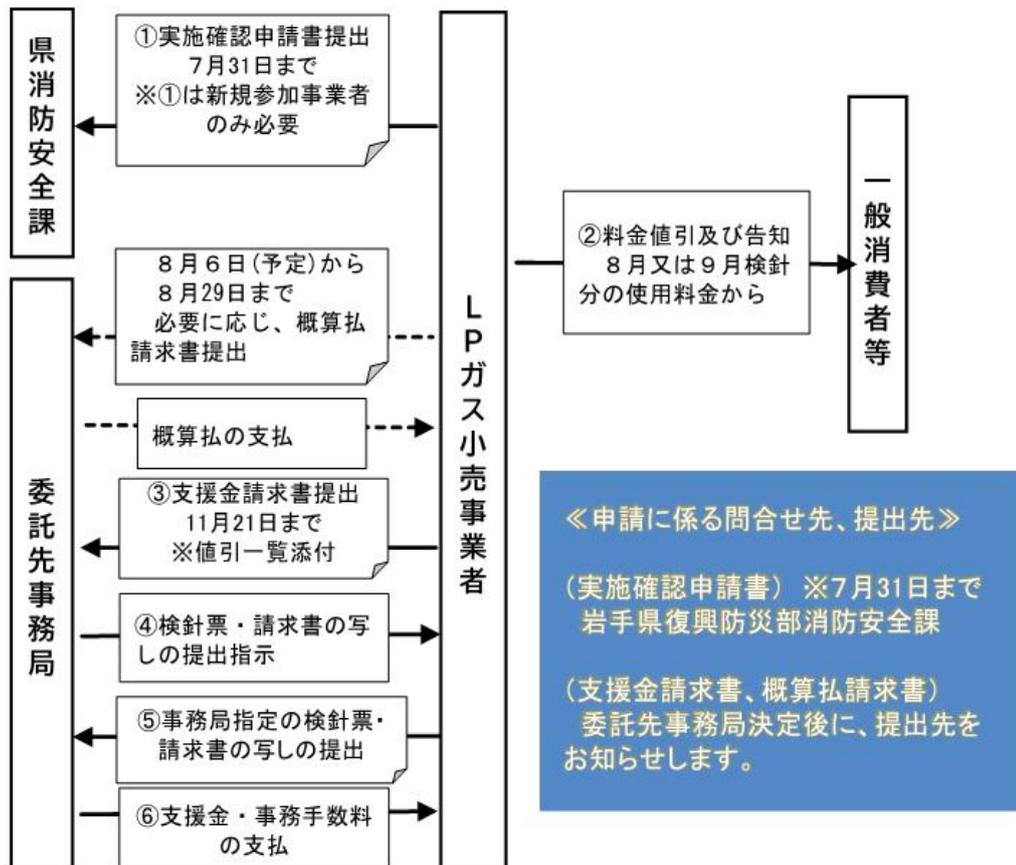
《本資料に係る問合せ先》

岩手県復興防災部消防安全課 Mail [AJ0010@pref.iwate.jp](mailto:AJ0010@pref.iwate.jp)

TEL 019-629-5151 FAX 019-629-5174

事業概要（令和7年度実施分）

項目	内容
支援対象	LPガス小売事業者
値引開始前の手続	○令和5・6年度中の事業に参加した小売事業者の場合 値引開始前の申請は不要で、値引を開始できます。 ○新たに参加する小売事業者の場合 令和7年7月31日(木)までに 実施確認申請書を県に提出し、承認通知を受けてから、値引を開始してください。
値引の明示	検針票や県がひな形を提供するチラシ(A4版、小型版)を活用し明示してください。(例)岩手県の支援で1,200円が値引きされています
支援金の支払	値引完了後、委託先事務局に支援金請求書を令和7年11月21日(金)までに提出してください。 ※完了後の速やかな提出に御協力をお願いします。
支援金の概算払	資金繰りの上で必要とする場合、令和7年8月29日(金)までに概算払申請書を提出してください。値引見込額の8割を上限とし、30日程度で交付します。
事務手数料の支援	値引を実施した件数に応じ定額を交付します。 ・999件まで 151,000円 ・1,000件から1,999件まで 236,000円 ・2,000件から4,999件まで 321,000円 ・5,000件以上 491,000円
その他	本事業へ参加頂いた事業者は、県のHPIに事業者名を掲載します。



## 前回（令和6年度）事業からの変更点

	令和6年度の実施内容	令和7年度実施分の内容
値引額	ガス使用量にかかわらず、 <u>1契約あたり定額1,300円</u> を値引	ガス使用量にかかわらず、 <u>1契約あたり定額1,200円</u> を値引
値引の方法（時期）	原則、令和7年2月検針分の請求時に値引（3月検針分の請求時でも可）	令和7年8月または9月検針分の請求時に値引
値引しきれない残額の取扱	【変更なし】消費者のメリット、精算行為の事務負担を軽減する観点から、事業者の判断で翌月に繰越可能	
小売事業者への事務手数料	下記4区分で定額支給（営業所単位） ①1～999件              : 151,000円 ②1,000件～1,999件 : 236,000円 ③2,000件～4,999件 : 321,000円 ④5,000件～              : 491,000円	【変更なし】 下記4区分で定額支給（営業所単位） ①1～999件              : 151,000円 ②1,000件～1,999件 : 236,000円 ③2,000件～4,999件 : 321,000円 ④5,000件～              : 491,000円
実施確認申請	令和5年度又は令和6年度中の事業で値引を実施した小売事業者は、値引開始前に特段の申請等を行うことなく、値引を開始できる。 ※今回から新たに値引を実施する事業者は、値引開始前に県に申請必要	
一般消費者向けチラシの配付	事業者の実情に応じて告知 県がひな型を示すチラシ（A4版または小型）等で告知	【変更なし】 事業者の実情に応じて告知 県がひな型を示すチラシ（A4版または小型）等で告知
値引一覧表で、顧客コードが重複する場合	異なる建物等に対する値引である旨の説明（例：同一名義別住所、同一敷地内別建物）を記載	【変更なし】 異なる建物等に対する値引である旨の説明（例：同一名義別住所、同一敷地内別建物）を記載  ※ <u>県消防安全課ホームページに掲載した値引一覧表の参考様式は、値引額をチェックする関数等を変更していますので、今回改めてダウンロードしてください。</u>

その他、事業の大枠は前回事業から変更ありませんが、実施マニュアルを改めて確認した上で、値引を開始してください。